

6 番三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意汲み取りいただき明確な答弁をお願い致します。

Jクレジットの導入について

地球温暖化が叫ばれて久しい昨今ですが、今年に入って「地球沸騰化」という新たな言葉で警鐘が鳴らされ始めています。

北日本の今夏の月平均気温は、平年差が6月はプラス2.2度、7月はプラス2.8度、8月はプラス3.9度と、1946年の統計開始以降、いずれも1位の高温となっています。

このような状況の中で、町では温暖化対策として平成14年に「岩泉町地球温暖化防止等実行計画」を策定し、現在は第4版まで策定、一事業者として二酸化炭素などの削減に成果を上げています。各自治体の計画等の状況は環境省のホームページで閲覧することができます。

さて、本年の第1回定例会施政方針において、中居

町長は、「2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す『ゼロカーボンシティ宣言』を行っており、地域の脱炭素化と、地域内での再生可能エネルギー利活用の指針となる推進計画の策定を進めていく。

再生可能エネルギーの活用については、町内において民間事業者が風力発電および小水力発電の事業開始に向け、計画を進めていることから、事業進捗の共有と事業推進のための連携に努めるとともに、きのこの廃菌床を活用したバイオマスボイラーの実証実験に継続して取り組み、森林資源の継続的な利活用を図るための手段を検討する。

さらに、森林の適正管理による『Jクレジット制度』や藻場の保全、管理による『ブルーカーボンのオフセット制度』についても導入方法の調査研究を進めると述べております。

再生可能エネルギーについては、有芸の水堀地区にSGET岩泉ウインドファームが2025年12月から発電開始予定で約36,000世帯の発電が可能とのことですので着実に進展しています。

岩泉町にもともとあった水力発電ですが、過日の政務調査会研修会において東北電力(株)から聞いたところによると、3か所での発電は最大で約4,000世帯を賄えるとのことでした。

さらに、釜津田外山地区への風力発電や小水力発電が数か所加わると、岩泉町は自然エネルギー供給の町となります。

さて、今回は「Jクレジット制度」について議論を深めたいと思います。

所信では、「Jクレジット制度」は、森林の適正管理での活用と述べられていますが、今回は農業分野に絞りたいと思います。

Jクレジット制度の方法論(2023年3月)は69項目あります。方法論とは、排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減、吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したものです。

方法論は、省エネルギー、再生可能エネルギー、工業プロセス、農業、廃棄物、森林に別れており、農業では、牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善

飼料の給餌、家畜排せつ物管理方法の変更、バイオ炭の農地施用などがあります。

岩泉町では「バイオ炭の農地施用」が方法論として取り組めるのではないかと思われます。

まず「バイオ炭」とはなにか。生物資源を材料とした、生物の活性化および環境の改善に効果のある炭化物のことを指すとあります。J クレジットにおいては350度以上の高温で焼成したものと定義されています。

このバイオ炭を農地や牧草畑に漉き込めばよいのですが、個々の農家で申請するのは無理があるし現実的ではありません。また、バイオ炭を誰がどのように作るのかも考えなければなりません。

そこで、想定されるのは、地域おこし協力隊のワサビ栽培の皆さんです。理由としては、冬場は仕事がないということでしたので、労働者協同組合をつくり竹炭製造してはどうでしょうか。

岩泉町も他地区と同様に竹が繁茂し、獣の住みかとなってきたことを考えれば、見通しの良い竹林を造り、伐採した竹を乾燥してから竹炭にしてはどうで

しょうか。

(竹林の手入れには林野庁の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を利用することで人件費は賄えます。)

この竹炭を牧草畑やワサビ畑に漉き込むことで、J クレジットの創出者となり、各農家にお金の循環が生まれます。

あるいは、(一社) 岩泉町農業振興公社で製造するペレット堆肥に竹炭を混ぜ込むことでさらに良い堆肥となると思われます。

J クレジットの申請は各農家ですることはとてもむずかしいと思いますので、面積をまとめてプロバイダーにお願いするか、町内の既存の企業や起業者に申請の代行をしてもらえれば、新たな分野で町内に仕事が発生します。

国の制度をうまく使い、新たな仕事を創出していくことも行政の役目だと思われませんが、町長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

6番 三田地 久志 議員の御質問にお答えします。

J-クレジットの導入についてであります。この取組は、省エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量、また適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度と認識しております。

議員御提案のバイオ炭を農地に施用することにつきましては、国でも、もみ殻、剪定枝、竹などを由来としたバイオマス炭施用による炭素貯留の取組を推進する中で、最近注目されている取組であり、地域おこし協力隊で組織する労働者協同組合などの運営手法も、冬場の収入源として有益な取組となる可能性があるものと考えております。

また、本町における竹林の面積は、県森林簿データによりますと、約3haとなっており、残念ながら継続して竹炭を製造する上では、かなり少ない面積と考えておりますが、このバイオ炭の認証条件にはいくつか

あり、例として未利用資源である間伐材であっても放置されることが証明されれば原料として活用できますので、適用性のある資源の賦存量を調査・把握の上、誰がどのように実施し、労働の対価がどの程度得られるのかなどの検討が導入のポイントになるものと考えているところであります。

いずれにいたしましても、農地におけるバイオ炭施用の取組につきましては、全国的にまだ始まったばかりであり、先行している事例を研究しながら、今後、導入の可能性について、研究してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上で答弁を終わります。